



労災保険の特別加入（海外派遣）について

第 327 回

長谷川さん：みらい先生、こんにちは。社員に海外の子会社へ出向してもらう予定なのですが、海外での業務中にケガをしたら、日本の労災保険は使えるのでしょうか。

みらい先生：労災保険は、本来、日本国内にある事業所で働く人が対象となる制度です。そのため、海外の事業場で就労する方は対象になりません。通常は派遣先の国の災害補償制度が適用されますが、外国の制度が必ずしも十分でない場合もあります。そこで、海外派遣者が日本の労災保険の給付を受けられるようにする「労災保険の特別加入」という制度があります。今回のように日本国内の事業から長期にわたって現地に派遣される場合は、この特別加入の手続きをすることにより労災保険の給付を受けることができます。

長谷川さん：「特別加入」という制度があるんですね。こちらに加入すると、どのような場合に補償されるのでしょうか。

みらい先生：国内の労働者と同様に、仕事中や通勤中のケガで補償を受けることができます。休日の観光中のケガなどは対象外です。

長谷川さん：業務中や通勤中であれば、補償される範囲は国内の場合と同じと考えて良いのですね。

みらい先生：はい、原則はそのとおりです。ただし、補償範囲に関して注意すべき点もあります。特別加入者が中小事業の代表者などの場合は、就業中の災害でも、保険給付が行われるケースが限定されています。また、赴任途上における災害は一定の要件を満たす場合にのみ認められます。

長谷川さん：なるほど。ではケガをした場合の手続きについても教えてください。

みらい先生：はい。治療を受けた海外の医療機関に全額自己負担で治療代を支払い、後日、日本の事業主を通して労働基準監督署へ請求します。領収書の他に診断書や支払証明書などを保管しておいてください。また、業務災害の発生状況などに関する資料として、「派遣先の事業主の証明書」を添付する必要があります。

す。状況によっては「在外公館の証明書」や「新聞記事」なども必要になる場合があります。これらの書類が外国語で記載されている場合は、日本語訳を添付する必要があります。また、支給額は日本の医療水準と費用を基準として計算されるため、医療機関で支払った金額が全額支給されるわけではない点に注意が必要です。

長谷川さん：ケガをした場合は日本の事業所へ速やかに報告するよう伝えておく必要がありますね。ところで特別加入の保険料はどのように決まるのでしょうか。

みらい先生：保険料は、特別加入を行う方の所得水準に合わせて、給付基礎日額を選択して申請することになります。例えば、給付基礎日額を 20,000 円に設定した場合、保険料は「20,000 円 × 365 日 × 料率」で計算されます。海外派遣者の特別加入の保険料率は業種によらず、3/1000 です。この場合、保険料は年間 21,900 円となり、全額が事業主負担となります。

長谷川さん：なるほど。この給付日額は何のために設定するのでしょうか。

みらい先生：この給付基礎日額は、休業（補償）給付などの給付額を算定する基礎となるものです。例えば、休業した際には、この給付基礎日額を基に給付額が計算されて支給されます。

長谷川さん：ありがとうございます。給付日額も含め早速社内で検討してみます。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内 25 拠点)

現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）・ベトナム（ハノイ・ホーチミン）・シンガポール・タイ（バンコク）・バングラデシュ（ダッカ）
JapanDesk：米国（LA）・中国（大連）・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア・インド・ネパール・スリランカ

URL：http://www.miraic.jp/